

地価調査と地価公示について

区 分	令和4年度地価調査	令和4年地価公示
根 拠 法 令	国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第1項	地価公示法(昭和44年法律第49号)
実 施 主 体	宮 城 県	国(土地鑑定委員会)
価 格 の 名 称	標 準 価 格	公 示 価 格
地点(画地)の名称	基 準 地	標 準 地
調査対象区域	県内全域(35市町村)	公示区域(33市町村)
調 査 方 法	県が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。	国(土地鑑定委員会)が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該標準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。
県内の調査地点数	宅地及び宅地見込地 385 地点 林地 20 地点 計 405 地点	宅地 575 地点 計 575 地点
価格の判定基準日	令和4年7月1日	令和4年1月1日
公 表	令和4年9月21日	令和4年3月23日